

監査委員公表第1号

工事監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき工事監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表します。

令和8年6月3日

二宮町監査委員 原 幸男
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類
随時監査（工事監査）
2. 監査の実施日
令和8年5月28日（木）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 原 幸男
監査委員 羽根 かほる
4. 所管課
消防本部消防課
5. 監査対象とした工事
消防庁舎大規模改修工事
6. 監査の着眼点
工事の財務、設計、契約及び施工等が適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。
7. 監査の実施内容
所管課から提出された工事概要調書、工事請負契約書をはじめとする財務関係書類、設計図書ほか工事関係書類の監査を行うとともに、工事に至る経緯、概要、設計変更、施工状況等について現地を確認の上、説明を受けた。
8. 監査結果
監査対象工事については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。業務継続しながらの段階的改修であることに加え、構造上の制約もある中で、施工業者及び関係部署と連携し、不測の事態にも迅速かつ柔軟に対応したことを評価する。

以上